

在宅療養後方支援体制に関する連携協定書

(以下「甲」という)と飯塚市立病院(以下「乙」という)は、在宅療養中の患者が、緊急対応が必要になった場合の在宅療養後方支援の体制に関して、以下の通り協定を締結を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、在宅療養中の患者の容態が悪化し、又は急変し、一時的な入院加療が必要となった場合に患者の入院先の確保が円滑に行われることを目的とする。

(入院の受入れ)

第2条 乙は、前条の場合において、甲からの要請に基づき、可能な限り患者を乙の病院で受け入れる。

- 乙は、紹介された患者の乙での入院治療が困難と判断した場合は、速やかに入院希望患者登録用紙に記載のある医療機関等を紹介する。
- 乙は、患者の緊急時に迅速に対応するために、甲と3カ月に1回患者の情報交換を行う。
- 乙は、入院された患者が入院治療の必要がなくなったと判断した時は、速やかに甲に報告して、在宅療養についての検討を行う。

(協定期間)

第3条 協定期間は、締結した日からその年度の末日までとする。

- 前項の協定期間が満了する日(以下「満了の日」という)の1カ月前までに、甲又は乙が特段の意思表示を行わない時は、この協定は、満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 甲及び乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩しないものとする。

- 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地
名称
代表者

乙 所在地 福岡県飯塚市弁分633番地1
名称 飯塚市立病院
代表者 管理者 武富 章